保育の必要性の認定について

※ 認定を受けるためには、申請書とともに以下の添付書類が必要です。

保育が必要な理由	認定期間 （利用可能期間）	添付書類	
		保育実施申立書	その他
就労（月48時間以上）	就労している期間		勤務（予定）証明書もしくは自営業従事申立書のいずれか
妊娠・出産	出産予定月の前２か月と出産後８週目の翌日が属する月の月末まで	○（出産）	母子手帳の写し（表紙・出産予定日欄）
疾病・障がい	医師の判断に基づく家庭で保育ができない期間		診断書（保育所入所用）
介護・看護	介護・看護が必要な期間	○（介護・看護）	介護保険被保険者証の写し、医師の診断書等
求職活動	90日間（延長２回まで、最大270日間）	○（求職）	求職活動状況申立書、あればハローワークカードの写し
就学	専門学校、職業訓練校等に在学している期間	○（就学）	在学証明書およびカリキュラムの写し等
育児休業（継続）	在籍する会社等が付与する期間		勤務（予定）証明書
産後１年間（継続）	出産した子が１歳になる月の月末まで	○（出産）	母児手帳の写し（表紙・出産日欄）
災害復旧・DV等	市長が認める期間		公的機関から発行された証明書等

- 保護者間で有効期間が異なる場合は、短い期間での認定とします。
- 必要書類がそろわない場合、保育の必要性の認定ができません。
- 保育が必要な理由が変更となる場合は、変更の手続きを行ってください。
- 育児休業および産後１年間については、新規利用開始にあたっては適用できません。
- 保育の必要性の認定に関し、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。